

## 親孝行タクシーご利用規約

### 第1条 お申込み方法

お申込み用紙に記入し（ホームページよりダウンロードできます。郵送も可。）、FAX またはメール、来社にてお申込みください。

なお、お申込みは子供さん（以下 子）の側からとさせていただきます。

### 第2条 会費

年会費は初年度は無料、2年目以降は1,000円となります。

### 第3条 子の負担割合および上限負担金額

1. 子の負担割合は50%もしくは100%となります。（双方話し合いのもと決めてください。）
2. 子の上限負担金額は月額でお申し込みください。

### 第4条 カードの作成

親御さん（以下 ご利用者）より来社いただき、必要事項を記入するとともに顔写真を撮影させていただきます。カードには顔写真のほか、ご利用者氏名、ご住所、負担割合を記載します。カードはその場で作成し、お渡しいたします。

### 第5条 カードの取り扱い

1. 本カードはお1人様1枚限りの発行とします。
2. 本カードは他人に貸与または譲渡することはできません。
3. 本カードについて、紛失・盗難・焼失・破損などの場合は直ちに当社へご連絡ください。当社が認める場合に限り、再発行します。
4. 喪失その他の理由により、当社から請求があった場合は、ただちにご返却ください。
5. この個人情報、第三者に提供または開示いたしません。

### 第6条 ご利用方法

1. 本カードは柏崎交通のみご利用できます。
2. 当社タクシーをご利用の際は必ず本カードをお持ちください。お持ちでない場合は割引することができませんので、ご了承ください。
3. 当社タクシーご乗車の際、本カードを乗務員に提示していただきます。
4. 運賃精算時に負担率に応じた金額をご利用者へ請求いたします。
5. 負担割合50%において請求金額に10円未満の端数が生じた場合、ご利用者は10円未満を切り捨てし、子は切り上げてそれぞれ請求いたします。

（例）運賃870円→ご利用者の負担額：430円、子の負担額：440円

### 第7条 ご利用者の近況報告

子へお送りする請求書にご利用者の近況（体調など）をお知らせすることがあります。

## 第8条 お支払方法

1. 現金（運賃精算時または来社）、現金書留、振込、口座引き落としのいずれかになります。
2. 他の割引（楽々安心カードなど）との併用は可能です。
3. 当月末日を締日とし、数日中に請求書をお送りします。
4. 現金書留及び振込をご希望の方は翌月 15 日までにご入金ください。

口座引き落としをご希望の方は翌月 13 日にご指定口座より引き落としをさせていただきますので、前日までに口座へご入金をお願いいたします。

## 第9条 サービスの終了通知

当社都合により、本サービスを終了する場合には、事前に告知させていただきます。

## 第10条 登録可能住所

ご利用者・・・柏崎市、刈羽村

子・・・日本国内

## 第11条 登録内容の変更

1. 住所、電話番号など変更があった場合は速やかにお知らせください。
2. 負担割合の変更を行う場合は、カードを再発行いたしますので、ご連絡をいただいたのちご利用者より来社いただきます。

## 第12条 ご利用資格の喪失

1. 不正使用を行った場合
2. 運賃をお支払いいただけない場合
3. ご利用者、お申込者のどちらかが死亡した場合

## 第13条 個人情報の管理

提供いただいた個人情報は重要なものと認識をし、その取り扱いについては細心の注意を払い厳重に管理いたします。この個人情報は第三者に提供または開示いたしません。

## 附 則

（施行日）

本規定は平成 30 年 4 月 1 日より施行する。